

岩手県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成20年11月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 路線名 紫波川井線

(2) 供用開始の区間

- ア 下閉伊郡川井村大字江繋早池峰山国有林83林班り小班地先内
- イ 下閉伊郡川井村大字江繋早池峰山国有林83林班る小班地先内
- ウ 下閉伊郡川井村大字江繋第5地割字向神楽4番6地先から4番5地先まで
- エ 下閉伊郡川井村大字江繋第5地割字向神楽9番4地先から9番3地先まで
- オ 下閉伊郡川井村大字江繋第5地割字向神楽9番3地先内
- カ 下閉伊郡川井村大字江繋第5地割字向神楽21番3地先から21番10地先まで
- キ 下閉伊郡川井村大字江繋第5地割字向神楽40番2地先から91番5地先まで
- ク 下閉伊郡川井村大字江繋第6地割字向神楽50番3地先内
- ケ 下閉伊郡川井村大字江繋第7地割字向神楽86番1地先内

(3) 供用開始の期日 平成20年11月7日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 宮古地方振興局土木部
- イ 期間 平成20年11月7日から同年12月7日まで

2(1) 路線名 宮古岩泉線

(2) 供用開始の区間 宮古市崎山第5地割167番7地先から201番2地先まで

(3) 供用開始の期日 平成20年11月7日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 宮古地方振興局土木部
- イ 期間 平成20年11月7日から同年12月7日まで

3(1) 路線名 崎山宮古線

(2) 供用開始の区間

- ア 宮古市崎山第9地割大石39番20地先から第8地割大沢95番7地先まで
- イ 宮古市佐原二丁目89番5地先から一丁目11番3地先まで
- ウ 宮古市熊野町63番7地先から62番2地先まで
- エ 宮古市光岸地67番6地先から64番22地先まで

(3) 供用開始の期日 平成20年11月7日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 宮古地方振興局土木部
- イ 期間 平成20年11月7日から同年12月7日まで

4(1) 路線名 宮古港線

(2) 供用開始の区間 宮古市大字小山田一丁目26番1地先から二丁目107番3地先まで

(3) 供用開始の期日 平成20年11月7日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 宮古地方振興局土木部
- イ 期間 平成20年11月7日から同年12月7日まで